

ネーミングライツ導入ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設へのネーミングライツ導入について、導入対象施設や募集方法等に関し、基本的な考えをまとめたものです。

2 ネーミングライツ導入の目的

市が所有する施設の運営・維持管理に充てる新たな財源を確保し、安定的な施設サービス等の提供及び地域の活性化を図ることを目的とします。

3 ネーミングライツの内容

(1) 定義

ネーミングライツとは、本市におけるネーミングライツ導入の目的に賛同する民間事業者等をスポンサー（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）とし、市とネーミングライツ・パートナーとの協定により、同パートナーへ市の施設の命名権を付与する代わりに、同パートナーから対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得るものです。

(2) 運用

ネーミングライツは、市の施設に愛称を冠するに留まり、条例で定められた名称を変更するものではありません。

また、市は積極的に愛称を使用するものとしませんが、施設利用者の混乱の回避や議会等への対応のため、条例で定められた名称の使用又は愛称との併用を妨げるものではありません。

4 対象施設

(1) 対象とする施設

市民の利用に供している施設のうち、多くの利用者が見込める施設を対象とします。

(2) 対象外とする施設

名称の設定に特段の経緯があるものや、施設の性格から愛称を付すのが適当でないと判断されるものは対象外とします。（例：市役所庁舎や学校等）

5 導入手続き

ネーミングライツの導入は、市がネーミングライツ・パートナーを募集する「公募型」、又は、民間事業者等からの提案による「提案型」の方法により、手続きを進めるものとします。

なお、いずれの場合においても、導入候補とされた施設を所管する部署が手続きを進めるものとします。

(1) 公募型

- ① 対象施設の決定
- ② 審査委員会の設置
- ③ 審査委員会の開催
- ④ 募集要項の作成
- ⑤ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ⑥ ネーミングライツ・パートナーの決定
- ⑦ 協定の締結及び公表
- ⑧ 施設表示等の変更
- ⑨ 愛称の使用開始

(2) 提案型

- ① 民間事業者等からの提案
- ② 審査委員会の設置
- ③ 提案の審査
- ④ 提案の採否決定
- ⑤ 協定の締結及び公表
- ⑥ 施設表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始

※ 民間事業者等からの提案を不採用とした場合は、公募型に切り替えることができるものとします。

6 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入にあたっては、関係部署の職員からなる審査委員会を設置し、募集条件や民間事業者等のネーミングライツ・パートナーとしての適格性等を審査するものとします。

なお、同委員会の委員は、導入対象施設を所管する部局の長を委員長とし、同部局の次長及び同施設の運営・維持管理に係る部署の所属長の他、委員長が指名した者とします。

7 審査委員会の開催

ネーミングライツ・パートナー募集にあたっては、審査委員会を開催し、次のことについて意見を伺うものとします。

- (1) 申込者の資格
- (2) 募集期間
- (3) ネーミングライツ料及び支払方法
- (4) 協定の期間
- (5) 使用できない愛称
- (6) ネーミングライツ・パートナーの選定について
 - ① 審査基準及び採用基準
 - ② 審査において次点となった申込者の取り扱い
 - ③ 合計得点が最も高かった申込者が複数存在した場合の対応

8 募集要項の作成

- (1) 申込者の資格
別表1に該当する民間事業者等は申込みできないものとします。
- (2) 募集期間
募集期間は、原則として1か月以上とします。
- (3) 愛称
 - ① 使用期間
原則として3年以上とします。
 - ② 使用できない愛称
愛称は親しみやすさや呼びやすさ等市民の理解が得られるものとし、八千代市有料広告取扱要綱第2条及び八千代市広告掲載基準第4条の規定に該当する愛称は使用できないものとします。
また、愛称の内容については、八千代市広告掲載基準第5条の規定に留意したものとします。
 - ③ 愛称の変更
施設利用者の混乱を避けるため、合併等による商号の変更等やむを得ない場合を除き、協定の期間内における愛称の変更はできないものとします。
- (4) ネーミングライツの導入により発生する施設表示等変更費用の負担
市及びネーミングライツ・パートナーが負担する費用は次のとおりです。
なお、指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合、施設表示の変更費用やネーミングライツ料は指定管理に係る費用に含めないものとします。
 - ① 市
市が作成するパンフレットや封筒等の印刷物及び市の広報、ホームページ等への

掲載に係る費用。

※ パンフレット等の印刷物については、新規印刷分から対応するものとします。

② ネーミングライツ・パートナー

a 敷地内外の施設表示（施設看板等）の変更に伴う費用及び協定の期間内における当該施設表示の修繕，更新に係る費用。

※ 敷地外，道路案内標識等の表示変更は市と関係機関と協議のうえ，変更可能な表示についてのみ行うものとします。

b ネーミングライツ・パートナーが提案する施設の魅力等を向上させる取り組みに係る費用。

c 協定の期間終了後の原状回復に要する費用。

(5) ネーミングライツ・パートナーの審査基準及び採用基準

概ね次の基準を参考に，審査基準及び採用基準を決定します。

- ① 対象施設のネーミングライツ・パートナーとして，施設と申込者の理念・事業内容等がマッチしているか
- ② 申込みの理由がネーミングライツ導入の目的に沿っているか
- ③ 愛称が市民に受け入れられるか，親しみやすいか，浸透しやすいか，施設の場所や性格等に混乱や誤解を与えないか
- ④ 提案されたネーミングライツ料
- ⑤ ネーミングライツ料の支払方法

9 ネーミングライツ・パートナーの募集

審査委員会の意見を踏まえ募集要項を作成し，ネーミングライツ・パートナーを公募します。

(1) 募集の実施

ネーミングライツ・パートナーの募集にあたっては市の広報，ホームページ等により幅広く周知するものとします。

(2) 提出書類

ネーミングライツ・パートナーを希望する民間事業者等は，様式1から様式3までの他，別表2に掲げる書類を提出するものとします。

10 ネーミングライツ・パートナーの決定

審査委員会において，審査基準及び採用基準を基に申込者の審査を行い，市は同委員会における審査結果を踏まえ，ネーミングライツ・パートナーを決定するものとします。

なお，審査の際，同委員会の委員長が必要と認めた場合は，提案した愛称等について申込者に説明を求めることができます。

※ 申込者が1者の場合でも、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか審査を行うものとします。

11 民間事業者等からの提案

民間事業者等は、公募していない市の施設へのネーミングライツ・パートナーについて、随時提案できるものとします。

ただし、別表1に該当する民間事業者等は提案できないものとします。

(1) ネーミングライツ導入可否の確認

民間事業者等は、ネーミングライツ・パートナーの提案にあたり、様式4により提案する施設へのネーミングライツ導入の可否について事前に市に確認するものとします。

民間事業者等から様式4の提出があった場合、施設を所管する部署はネーミングライツ導入の可否を様式5により民間事業者等に通知するものとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの提案

民間事業者等は、ネーミングライツの導入が可能とされた施設へのネーミングライツ・パートナーの提案にあたり、様式1から様式3までの他、別表2に掲げる書類を提出するものとします。

ただし、八千代市有料広告取扱要綱第2条及び八千代市広告掲載基準第4条の規定に該当する愛称は提案できないものとします。

また、愛称の内容については、八千代市広告掲載基準第5条の規定に留意したものとします。

12 提案の審査

民間事業者等からネーミングライツ・パートナーの提案があった場合、提案のあった施設を所管する部署は提案を受け付けた日の翌日から30日以内に審査委員会を設置し、概ね次の基準を参考に審査基準を設け、提案内容を審査します。

なお、提案を不採用とした場合は、公募型への切り替えについて意見を伺うものとします。

- (1) 対象施設のネーミングライツ・パートナーとして、施設と提案した民間事業者等の理念・事業内容等がマッチしているか
- (2) 提案された愛称が市民に受け入れられるか、親しみやすいか、浸透しやすいか、施設の場所や性格等に混乱や誤解を与えないか
- (3) 提案されたネーミングライツ料及び支払方法は妥当か
- (4) 愛称の使用期間は3年以上か
- (5) 提案の理由がネーミングライツ導入の目的に沿っているか

13 提案の採否決定

市は審査委員会の審査結果を踏まえ、提案の採否を決定し、提案した民間事業者等へ通知するものとします。

また、提案を不採用とした場合は、公募型への切り替えについて、検討するものとします。

なお、審査の際、同委員会の委員長が必要と認めた場合は、提案した愛称等について提案した民間事業者等に説明を求めることができるものとします。

14 辞退

民間事業者等がネーミングライツ・パートナーを辞退する場合は、公募型、提案型いずれの手続きにおいても、様式6を提出するものとします。

15 協定の締結及び公表

(1) 協定の締結

ネーミングライツ料、協定の期間、期間の延長、解除等に関する協定を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

協定の締結後、市の広報、ホームページ等により、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、協定の期間等を公表するものとします。

16 協定の解除

市又はネーミングライツ・パートナーの事情・瑕疵等により、愛称の使用が困難な場合は協定を解除することができるものとし、協定の解除に伴い発生する原状回復に必要な費用は、協定解除の原因を生じさせた者が負担するものとします。

17 適用時期

このガイドラインは、平成27年10月29日から施行します。

別表 1

- 1 八千代市広告掲載基準第3条第1項に規定される規制業種又は業者
- 2 本市から補助金を受けている者
- 3 国税及び地方税を滞納している者
- 4 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する者
- 5 八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領の規定により、競争入札の参加を制限されている者
- 6 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団の構成員等である者
- 7 破産法に基づく破産手続開始の申し立てをしている者
- 8 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的としている者

別表 2

- 1 申込者の事業概要がわかる書類
- 2 納税証明書等
 - (1) 法人
法人税，法人事業税，法人住民税，消費税及び地方消費税
 - (2) 個人事業者等
所得税，住民税
- 3 財務諸表等
 - (1) 法人
直近の決算年度における財務諸表
 - (2) 個人事業者等
確定申告書の写し